

5分で読める

税のページ

公認会計士・税理士

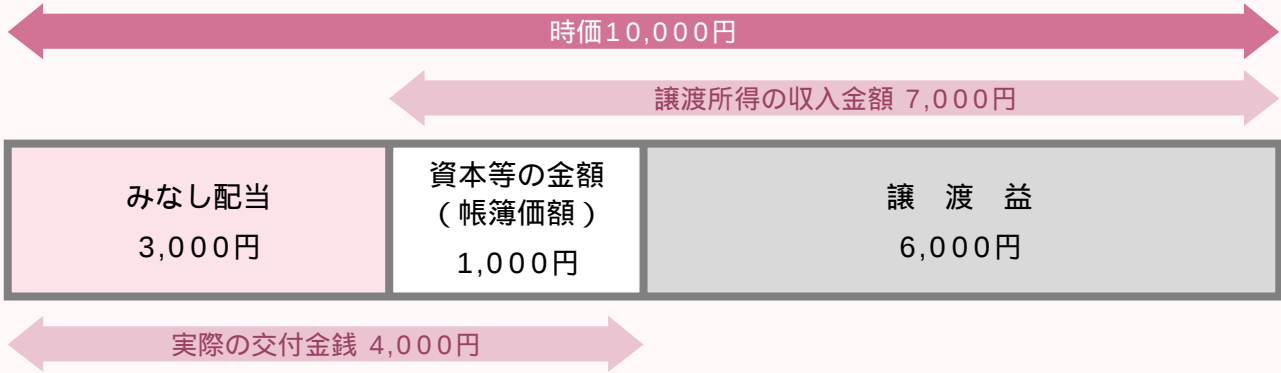
西田隆夫

法人が自己の株式を個人から取得する場合の時価について ～ 低額譲渡の判定等

法人が自己の株式を個人から取得する場合の低額譲渡の判定等

低額譲渡（所法59 二）の判定基準	株主に交付された金銭＜自己株式の時価×1/2
低額譲渡に該当するケースにおける譲渡所得の収入金額	自己株式の時価 - みなし配当
自己株式の時価	所基通59 - 6（株式等を贈与等した場合の「その時における価額」）により算定します。

< 例 >



資本等の金額と帳簿価額は同額と仮定しています。

法人が自己の株式を個人から取得する場合の時価について

～ 低額譲渡（所法59 二）の判定等 ～

発行法人が行う自己株式の取得は原則としてみなし配当として課税

株式発行法人が行った自己株式の取得については、証券取引市場からの購入等を除き、原則として、みなし配当として課税されます。

（みなし配当とされる金額）

自己株式の取得に伴い金銭その他の資産の交付を受けた場合において、その交付を受けた金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が株式発行法人の資本等の金額（その取得した株式に対応する部分に限ります。）を超える場合には、その超える部分の金額は「みなし配当」とされます（所法25 五）。

（算式）

交付金銭等 - 資本等の金額 = みなし配当

個人から法人への低額譲渡（時価の1/2未満の対価）については時価で譲渡があったものとみなされます（所法59 二、所令169）。

措置法通達37の10 - 26（法人が自己の株式を個人から取得する場合の所得税法59条の適用）について

措置法通達37の10 - 26では、個人株主が法人に金庫株として株式を譲渡した場合で、その譲渡がさらに低額譲渡に該当するケースについての取扱いが明らかにされています。

法人がその株主等から自己の株式の取得を行う場合において、その株主等が個人であるときには、株主等が交付を受ける金銭等（みなし配当額を除きます。）は株式等に係る譲渡所得の収入金額とみなされますが、この場合における所得税法59条1項第2号の規定の適用については、次によることとされます。

a 所得税法59条1項2号の規定に該当するかどうかの判定

法人が自己の株式を取得した時における自己株式の時価に対して、株主等に交付された金銭等の額が、同号に規定する著しく低い価額の対価（時価の1/2未満）であるかどうかにより判定します。

s 同号の規定に該当する場合の株式等に係る譲渡所得の収入金額とされる金額

当該自己株式の時価に相当する金額から、みなし配当に相当する金額を控除した金額によります。

（注）「当該自己株式の時価」は、所基通59 - 6（株式

等を贈与等した場合の「その時における価額」）により算定するものとされています。

（低額譲渡に該当するかどうかの判定基準）

低額譲渡に該当するか否かは、上記のとおり、「自己株式の時価」と、「株主に交付された金銭」との比較により判定されます。

つまり、株主に交付された金銭が、自己株式の時価の2分の1未満であるかどうかで判断します。

株主に交付された金銭＜自己株式の時価×1/2

低額譲渡に該当

（低額譲渡の場合の収入金額）

法人への株式譲渡が低額譲渡に該当するケースでの譲渡所得の収入金額とされる金額は、上記のとおり、当該株式の「時価相当額」から、「みなし配当額」に相当する金額を控除した金額とされます。

（算式）

低額譲渡に該当する
ケースにおける譲渡 = 自己株式の時価 - みなし配当
所得の収入金額

< 例 >

時価10,000円、交付金銭4,000円、帳簿価額1,000円、みなし配当額3,000円のケースでは、所法59条の低額譲渡での譲渡所得の収入金額は、10,000円 - 3,000円 = 7,000円とされます。